



高井会計だより

編集 発行人
税理士
高井直樹
事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

11月 (霜月) November
3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

11月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／10月分源泉所得税の納付
11月10日 | 国 税 ／3月決算法人の中間申告
11月30日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額の減額承認申請
11月15日 | 国 税 ／個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額第2期分の納付
11月30日 | 地方税 ／個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 ／9月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)11月30日 | |
| 国 税 ／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 | |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント 耐震改修促進税制の地域要件を廃止

昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋の耐震改修をした場合に、改修費用の一定額を税額控除できる「耐震改修促進税制」の適用を受けるには、地方公共団体の一定の計画区域内で建築されたものという地域要件がありましたが、この要件が廃止され本年6月30日以後の改修契約分から適用されています。

小笠原諸島が世界遺産に

＋ 世界自然遺産に登録

平成23年6月に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が、小笠原諸島を世界自然遺産に登録しました。

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から引き継がれた貴重な宝です。中には人類の残酷な歴史を刻むものや、戦争や自然災害・環境汚染などにより危機にさらされているものもあります。

ユネスコでは、世界遺産条約に基づき、顕著で普遍的な価値のある文化遺産や自然遺産を未来に守り伝えていくための国際協力の枠組みを作り、世界各国に世界遺産条約への締結や世界遺産の保護を呼びかけています。

＋ 世界遺産の現状

世界には、900件以上の世界遺産が存在します。そのうち、すぐれた建築物や遺跡などを「世界文化遺産」、すぐれた自然や景観などを「世界自然遺産」といいます。世界遺産のうち約80%が「世界文化遺産」で、15%が「世界自然遺産」、残りの5%が両方の特徴を併せ持つ「複合遺産」です。

ちなみに世界遺産の中で最長の建造物は万里の長城で、その長さは8,800kmを超えています。

＋ 登録までのプロセス

世界遺産に登録されるためには、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている10の登録基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、適切な保護管理体制がとられていることが必要です。2005年までは、この登録基準は「文化遺産」と「自然遺産」についてそれぞれ定められていましたが、同年にこれらが統合されて新しい登録基準に変更されました。

登録の流れは次のようになります。まず世界遺産条約の締結国が国内の暫定リストを作成し、ユネスコに提出をします。暫定リストの中から毎年1物件を各国が推薦し、推薦された物件についてユネスコが専門機関による現地調査を依頼します。専門機関はその物件の価値や保護・保存状態と今後の保全・保存管理計画について調査し、評価報告書を作成します。その評価報告書を世界遺産委員会が確認した上で、世界遺産が決定されます。

なお、最初に提出する暫定リストに記載されていない物件については、その後世界遺産委員会へ推薦書を提出しても審査されません。また、世界遺産委員会への推薦は世界遺産条約の締結国のみが行い、個人や団体が行うことはできません。

＋ 小笠原諸島の登録

小笠原諸島は、植物で161種、カタツムリなどの陸産貝類で100種といった豊富な固有種が生息する生態系が評価され、今回の登録に至りました。屋久島・白神山地・知床に続き日本では4つ目の世界自然遺産です。

登録に際し、より効果的な管理ができるように海域の保護区を広げることや、世界遺産になることで増加が予想される観光客によって悪影響が及ぼされないように注意深く管理することが求められました。ただ、東京都心から1,000km離れている小笠原諸島へは、片道25時間半かかるフェリーでしか行くことができません。また、このフェリーは6日に1度しか運航しておらず、観光客の増加は限られると推測されています。

それよりも小笠原の固有種をいかに外来種から守っていくかが懸念されています。今回の登録に向けて作成した「生態系保全アクションプラン」には、ノヤギやグリーンアノール、クマネズミなど排除すべき複数の外来種が挙がっています。しかし、これらの外来種を根絶すると、固有種が回復する一方で外来種の植物も増えるという事態も起こっており、対策に苦慮しています。

設立の趣旨

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構を通称EMAと呼びます。

モバイルインターネットは急速に普及し、今や生活に欠かせない重要な社会インフラになっています。その反面、青少年が違法・有害情報に触れる可能性が高まり、実際に青少年が有害サイトにアクセスして犯罪に巻き込まれるという問題も発生しています。この問題への対策の一つとして、携帯電話事業者による有害サイトアクセス制限サービスが提供されています。

このサービスは、閲覧制限をすることが妥当なサイトだけでなく、特定のカテゴリに属するサイトは一律に制限されるようになっています。そのため公的機関や一般企業からの情報提供を目的とするサイトも一律に有害サイトとして扱われる場合もあり、大きな問題となっています。

また、青少年保護には、アクセス制限サービス以外に、青少年自らが情報を選別する能力を身につけられるように啓発・教育することが必要です。

EMAは、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ、違法・有害情報から保護し、モバイルコンテンツの健全な発展を促進する施策を実行するために設立されました。

認定制度

EMAでは、コミュニテイ

EMA

サイト運営管理体制認定制度を設けています。この制度は、ユーザーからの情報発信がなされる双方向サイトを対象としており、青少年の利用を前提としたサイトの管理体制が構築できているかが審査の対象とされます。またEMAでは、認定後にも十分なサイト運営管理体制が維持されているかについても定期的に監視を実施しています。

フィルタリングの改善

EMAの活動の一つに、フィルタリングの改善が挙げられます。携帯電話事業者とフィルタリング会社に対し、第三者機関として中立かつ公正な立場で「特定分類アクセス制限方式の対象カテゴリについての意見書」を提出しました。

その後も、健全なサイトがアクセス制限の対象とな

らない方策や、青少年の健全な育成を著しく阻害するサイトが明確に制限の対象となる方策について、改善を進めています。

啓発・教育活動

EMAのもう一つの活動に、啓発・教育活動があります。EMAでは青少年だけではなく、保護者や教育者などに対しても実践できる啓発・教育プログラムの開発や、情報の収集・提供などの支援を行っています。セミナーやシンポジウムの開催、教材や指導案の提供など、「EMA啓発・教育プログラムアクションプラン」に沿った活動を続けています。

今後の課題

EMAが認定の対象としている双方向サイトの利用者は、この3年間で約2倍に増加しています。これらのサイトは、ネット上で自由な表現活動やコミュニケーションを楽しむことができます。表現活動を通じて青少年の健全な育成にも寄与すると積極的に評価できる側面もあります。

一方で、各サイトの膨大な投稿内容までは審査が及んでおらず、認定サイトで児童が買春被害に遭うといったように、青少年がトラブルに巻き込まれるケースも発生しています。子供のネット利用には、国や学校・地域行政だけではなく、親の十分な注意も欠かせません。

ハーグ条約

国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」をハーグ条約といいます。

この条約は、1983年にオランダのハーグで採択されました。条約では、片方の親が無断で国外に子供を連れ去った場合、原則として子供を元の居住国に戻すと定めています。

平成23年2月現在では同条約に84か国が加盟していますが、日本は加盟していません。しかし現在、加盟に向けた動きが進められています。

きっかけは、5月に米国のテネシー州で、ある訴訟についての判決が下されたことです。これは、離婚後に子供を無断で日本に連れ帰ったとして、同州の米国人男性が日本人の元妻を相手取って損害賠償を請求した裁判です。

判決では、元妻に610万ドル（約4.8億円）の支払い命令が出されました。このことをきっかけに、日本政府はハーグ条約への加盟の方針を閣議決定し、国内法の策定に向けて動き出しています。

ハーグ条約に加盟すると、外国で離婚をしたあとに子供を日本に連れて帰ると、相手から子供の返還を請求されることがあります。そうすると日本は、その子供を捜して元の居住国に戻す義務が生じます。

逆にハーグ条約に加盟していないと、日本で離婚をした後に相手の親が子供を海外に連れ去ると、日本に残った親は子供の返還を請求することができません。

日本の民法では離婚後、一方の親が親権を持つ単独親権制度を採っているのに対し、欧米では両親ともに親権を持つ共同親権の国が多くあります。

このような親権の考え方の相違などを踏まえて、慎重な議論をする必要があるでしょう。

エシカルファッション

オーガニック・コットンなどのような環境負荷の低い素材を使用したり、労働に公正な対価を支払うフェアトレードで取引したりと、倫理面で正しく作られた衣服や装飾品を、「エシカルファッション」といいます。パリでは二〇〇四年から「エシカルファッションショー」が開催されています。趣旨に賛同するデザイナーが参加し、中に

は「環境汚染に対する問題提起」などのメッセージを込めるデザインもあります。また宝飾品ブランドのカルティエは、「ラブリチャリティーブレスレット」を販売し、代金の一部を環境保全や人道支援活動に寄付しています。

このように現在のファッション業界では、エシカルが重要な概念の一つに成長しており、日本でも取扱店のオープンが相次ぐなど、人気急上昇中です。

SIMロックの解除

携帯電話には、固有の電話番号を記録するSIMカードというICカードが使われています。これまで日本の携帯電話会社は、自社のSIMカードしか使えないように端末に制限を掛けることで、通信料金を確保してきました。この制限をSIMロックといいます。

SIMロックは、世界標準とかけ離れた日本独特の仕組みのため、日本製の携帯電話は高機能であるにも関わらず海外競争力が乏しいのが現状です。

総務省はSIMロックの解除について、法制化ではなく事業者による主体的な取り組みを業界に要請しましたが、各社の足並みは揃っていません。

SIMロックを解除すれば、ユーザーは海外利用や通信会社の自由選択を、通信会社は海外市場への展開を狙えます。一方で、音声通話への影響や端末機の改善が必要であるとの懸念もあります。